

## 公衆無線LAN環境整備事業公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

公衆無線LAN環境整備事業

#### (2) 目的

本市において、外国人観光客が最も訪れるエリアである中心商店街及び週末にイベントが開催されるおまち多目的広場、東洋電化中央公園に公衆無線LAN環境を整備することで、ストレスフリーで快適な高知旅を提供し、域内の消費拡大を促進することを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「公衆無線LAN環境整備事業仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

##### ア 公衆無線LAN環境構築及び広告に関する業務委託

契約締結日から令和7年3月21日まで

※ ただし、仕様書別紙①に示す整備対象エリアのうち、おまち多目的広場については、令和7年3月14日までに利用可能な環境を構築することとし、本市が部分使用を行うに当たり、事前に必要な検査を受けること。

##### イ 公衆無線LAN環境の運用保守に関する業務委託

令和7年3月22日から令和12年3月21日まで

※ イについては、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降においては、市の歳出予算の当該金額については減額又は削除があった場合は、市は契約を変更又は解除することができる。

#### (5) 提案上限額

本業務に関する費用は、総額29,032,560円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。ただし、令和6年度の費用（運用保守を含む。）は、18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、運用保守業務は、月額を定めた60か月の契約とする。

なお、提案価格の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を10%で計算とすること。

### 2 資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者。
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者。
- (5) 高知市物件等競争入札参加資格を有する者
- (6) その他(失格等に関する事項)
  - ① 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。
    - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
    - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
    - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
    - ・選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
  - ② 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
    - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
    - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

### 3 審査

#### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

- ① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、提案書の提出者を選定する。
- ② 2次審査は、2次審査評価基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を特定する。なお、プレゼンテーションは25分以内、質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター(型番:CASIO XJ-F210WN)、HDMIケーブル以外の機器は各自用意すること。

※受託候補者は、最も優れた提案書の提出者とする。また、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

#### (2) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員3人 計5人

#### (3) 選定基準

- ア 1次審査の参加資格要件確認は、「2 資格要件」のとおりとする。
- イ 2次審査の選定基準は、別紙「選定基準」のとおりとする。

#### (4) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

### 4 質疑・回答

#### (1) 提出書類

質疑書(様式第1号)

#### (2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて到着の確認を行うこと。

- (3) 提出期限  
令和6年10月22日（火） 正午（必着）
- (4) 提出先  
高知市商工観光部観光魅力創造課  
T E L : 088-803-4319  
F A X : 088-823-9415  
E-mail : kc-151900@city.kochi.lg.jp
- (5) 回答方法  
令和6年10月25日（金）に高知市観光魅力創造課ホームページに掲載する。

## 5 参加意向申出書

- (1) 提出書類  
参加意向申出書（様式第2号） 1部  
資格要件確認書（様式第3号） 1部
- (2) 提出方法  
F A X又は電子メールにより提出すること。 ※提出後，電話にて到着の確認を行うこと。
- (3) 提出期限  
令和6年10月31日（木） 正午（必着）
- (4) 提出先  
高知市商工観光部観光魅力創造課  
T E L : 088-803-4319  
F A X : 088-823-9415  
E-mail : kc-151900@city.kochi.lg.jp
- (5) 参加資格審査及び結果通知  
参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い，審査結果を参加資格確認結果通知書（様式第4号）により通知する。なお，資格審査により失格となった者は，通知日の翌日から起算して7日以内に，書面にてその理由について説明を求めることができる。

## 6 提案書作成要領

### (1) 提出書類

ア 提案書は、規格をA4縦（A3折込可）、片面印刷、横書き、11ポイント以上とし、以下の内容にて正本1部、副本9部を提出すること。

	項目	制限枚数	備考
1	公衆無線LAN環境の構築	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AP等の設置箇所、設置個数、機器構成及び電波範囲等を示したプロット図を作成すること。また、設置方法を記載すること。</li> <li>・設置箇所及び設置個数の根拠となる現地調査の結果を記載すること。</li> <li>・設置するアクセスポイントの使用可能周波数、無線LAN規格、動作環境、同時接続可能数及びその選定理由を記載すること。</li> <li>・1回あたりの接続時間及び1日の接続回数の上限について記載すること。</li> <li>・SNSアカウントを利用した認証方式において、対応可能なSNSについて明記すること。</li> <li>・認証画面及び利用規約の対応言語及び認証から利用開始に至るまでの画面遷移のイメージ並びに再アクセス時の手続きについて記載すること。</li> <li>・災害時モードへの切替の仕組み及びその機能の詳細に記載すること。</li> </ul>
2	広告要件	制限なし	製作する広告物の内容及び数量並びに広告の実施手法、実施時期について記載すること。
3	運用・保守要件	制限なし	原則24時間365日(計画による停止/定期保守を除く。)のサービス提供を可能にするための、設備監視の方法及び故障発見時の保守対応について、記載すること。また、故障等に関する受付窓口及び利用者からの問い合わせ窓口の開設日時についても記載すること。
4	アクセスログ	制限なし	アクセスログ等から抽出可能な情報及び本市への提供方法について記載すること。
5	業務実施体制	1枚	責任者、担当部署、業務の一部を別会社に委託する場合には、その会社名及び責任者について記載すること
6	スケジュール	1枚	業務実施にあたっての全体スケジュールを記載すること。
7	参考見積書	1枚	令和6年度中の事業費(運用・保守を含む。)と令和7年度以降の事業費とを分けて記載すること。また、いずれの参考見積書についても項目ごとに内訳が分かるように記載すること。
8	業務実績	制限なし	様式第5号を用いて、過去10年以内の1件1,800万円以上の公衆無線LAN環境整備に関する業務の完了実績を記載すること。

イ 情報非公開希望申立書（様式第6号） 1部

※該当がない場合も必ず提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年11月19日（火） 17時00分（必着）

※郵送の場合には、提出後、電話にて郵送した旨の報告を行うこと。

(4) 提出先

高知市商工観光部観光魅力創造課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

(5) 留意事項

ア 提案は、1者1提案とする。

イ 提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

7 スケジュール（予定）

公告	令和6年10月17日（木）
質疑書の提出期限	令和6年10月22日（火）
質疑に対する回答	令和6年10月25日（金）
参加意向申出書の提出期限	令和6年10月31日（木）
参加資格確認結果の通知	令和6年11月7日（木）
提案書の提出期限	令和6年11月19日（火）
プロポーザル選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和6年11月26日（火）
審査結果の通知	令和6年11月下旬
契約の締結	令和6年12月上旬

8 結果の公表

(1) 審査結果の通知とあわせて、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「B社」「C社」等と記載）の総得点を市のホームページで公表する。

(2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。

9 問合せ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市商工観光部観光魅力創造課 担当：藤崎・國沢

電話：088-803-4319 F A X：088-823-9415

E-mail：kc-151900@city.kochi.lg.jp

10 その他

(1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
- ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ウ 提出書類に不備があった又は指示した事項に違反したとき。
  - エ 選定委員会の委員，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，不正な接触の事実が認められたとき。
- (3) 提出された書類は，理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (4) 提出された書類は，参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は，審査及び説明並びに公表のために，その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は，高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号，以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって，提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は，提案書を提出する際に，非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第6号）を提出すること。ただし，非公開の申出があった部分であっても，合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは，公開することがある。
- (7) 参加を辞退するときは，必ず参加辞退届（様式第7号）を提出すること。なお，辞退することによって，今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (8) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は，通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその理由について説明を求めることができる。その場合，本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。